

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 22 日

本別町長 高 橋 正 夫

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

勇足東四・東五地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 4 月 17 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 1 経営体

個人 14 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地集積の方法は、売買・賃貸借を問わず当事者の判断によるものとし、「農地中間管理機構への貸付」を十分考慮しながら、「農地中間管理機構特例事業」（旧農地保有合理化事業）や「農業経営基盤強化促進法」（農業委員会の利用調整による売買・賃貸借）など有効な方法を活用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中心となる経営体の経営規模は当面の間は現状維持となるが、離農や規模縮小する農家が出た場合は、農地を借り入れもしくは買い取りし、規模拡大による生産性の向上を図る。
- ・加工や直売、契約栽培など 6 次産業化に向けた取組みを図る。
- ・新品種導入や栽培・管理技術の改善等を積極的に取り組み、農作物の品質を高め付加価値向上を図る。
- ・将来の地域の後継者を育成するため、新規就農者・新規参入者へのフォローアップ（生産技術向上や生活支援等）を地域ぐるみで取り組む。
- ・新技術の導入や農業機械の更新、機械利用組合やコントラ利用など、省力化・経費削減に積極的に取り組み、収益の増加を図る。